4　送信装置の空中線電力は、占有周波数帯幅が五・七MHzのものは一三〇ミリワット以下、占有周波数帯幅が四六八kHzのものは一〇ミリワット以下でなければならない。

5　送信空中線の相対利得は、〇デシベル以下でなければならない。ただし、実効輻射電力が相対利得〇デシベルの空中線に前項の空中線電力を加えたときの値以下となる場合は、その低下分を空中線の利得で補うことができるものとする。

6　無線設備は、当該無線設備と有線電気通信法第二条第二項に規定する有線電気通信設備とを接続する場合は、当該有線電気通信設備からの影響により電気的特性に変更を来すこととならないものでなければならない。

7　無線設備（有線電気通信設備により接続される無線設備にあつては、その各部分）については、一の筐体に収められており、かつ、容易に開けることができないものでなければならない。ただし、電源設備、空中線系及び放送法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十号）第二条第十一号に規定する番組送出設備については、この限りでない。

8　空中線系は、容易に取り外すことができないものでなければならない。

別表第一号の表7の項を次のように改める。

7　470MHzを超え2,450MHz以下	1　固定局（注20、31、35）	
	⑴　810MHzを超え960MHz以下のもの	1.5
	⑵　その他の周波数のもの	
	ア　100W以下のもの	100
	イ　100Wを超えるもの	50
	2　陸上局及び移動局（3から8までに掲げるものを除く。）（注20、31、34、35、37、38）	
	⑴　810MHzを超え960MHz以下のもの	1.5
	⑵　その他の周波数のもの	20
	3　簡易無線局（注35）	3
	4　特定小電力無線局（注36）	4
	5　時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局	3
	6　時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局	10
	7　時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局	3
	8　小電力データ通信システムの無線局	50
	9　無線測位局（注29）	
	⑴　地上DME及び地上タカンの送信設備	20
	⑵　機上DME及び機上タカンの送信設備	100kHz
	⑶　SSRの送信設備	
	ア　モードS機能を有するもの	10kHz
	イ　その他	200kHz
	⑷　ATCトランスポンダの送信設備	
	ア　モードS機能を有するもの	1,000kHz
	イ　その他	3,000kHz
	⑸　質問信号送信設備	10kHz
	⑹　基準信号送信設備及びノントランスポンダ	1,000kHz
	⑺　その他の無線測位局	500
	10　地上基幹放送局（注21、49）	
	⑴　テレビジョン放送のうちデジタル放送を行う地上基幹放送局	1Hz
	⑵　その他の地上基幹放送局	500Hz
	11　地上一般放送局（注53）	1Hz
	12　アマチュア局	500
	13　地球局及び宇宙局（注32、33、40）	20

別表第一号の注に次のように加える。

53　次に掲げるエリア放送を行う地上一般放送局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

	複数送信機で単一周波数ネットワークを構成する場合	複数送信機で単一周波数ネットワークを構成しない場合
占有周波数帯幅が5.7MHzのもの	電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの　±500Hz	1　空中線電力が50mWを超えるものであつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの　±500Hz 2　空中線電力が50mW以下のもの　±20kHz
占有周波数帯幅が468kHzのもの		1　空中線電力が（50／13）mWを超えるものであつて、電波の能率的な利用を著しく阻害するものではないと総務大臣が特に認めたもの　±500Hz 2　空中線電力が（50／13）mW以下のもの　±20kHz

別表第二号に次のように加える。

第62　エリア放送を行う地上一般放送局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。

⑴　13セグメント方式を用いるもの　5.7MHz

⑵　1セグメント方式を用いるもの　468kHz

別表第三号5に次のように加える。

⑺　エリア放送を行う地上一般放送局の送信設備の帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、2⑴に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

ア　470MHz以下及び710MHzを超える帯域

(ア)　帯域外領域におけるスプリアス発射の強度の許容値

100μW以下

(イ)　スプリアス領域における不要発射の強度の許容値

25μW以下